（前のページより続き）

○株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（**財務・厚生労働**一）　六三八

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　六三九

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**二）　六四二

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同**三）　六四二

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**四）　六四五

○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**同**五）　六四七

○再商品化義務総量の一部を改正する件（**同**六）　六四八

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**七）　六四九

○国立大学法人会計基準の一部を改正する告示（**文部科学**四六）　六五〇

○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（**厚生労働**一三三）　六五八

○言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する件（**同**一三四）　六六三

○言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令による改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則第四条第一項第六号イ及び言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令附則第五条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会（**同**一三五）　六六四

○経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件（**経済産業**四五）　六六四

○火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準の一部を改正する告示（**同**四六）　六七三

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部を改正する告示（**同**四七）　六七三

○エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を改正する告示（**同**四八）　六七五

○廃炉の実施に必要な費用の適正性に関する基準（**同**四九）　六七五

○使用済燃料再処理・廃炉推進機構が保有することができる有価証券及び預金することができる金融機関を指定した件（**同**五〇）　六八六

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**経済産業・環境**四）　六九七

○国土交通省の職員が運輸安全委員会設置法第二十二条に基づく立入検査の際に携帯すべき証票の様式を定める告示を廃止する告示（**運輸安全委**一）　七〇一

○道路に関する件（**東北地方整備局**四八～五〇）　七〇二

○道路に関する件（**関東地方整備局**一六二～一六四）　七〇二

○道路に関する件（**北陸地方整備局**二三～二八）　七〇三

○道路に関する件（**中部地方整備局**四一）　七〇三

○道路に関する件（**同**四二、四三）　七〇三

○都市計画に関する件（**同**四四～四六）　七〇四

○道路に関する件（**近畿地方整備局**四七～五五）　七〇四

○道路に関する件（**中国地方整備局**四五～四七）　七〇五

○道路に関する件（**四国地方整備局**二五）　七〇六

○道路に関する件（**九州地方整備局**五〇～五二）　七〇六

○道路に関する件（**北海道開発局**二五～二八）　七〇六

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成六年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示三）　七〇七

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十七号の一部改正に関し、決定した件（同四）　七〇八

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同五）　七一〇

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同六）　七一三

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同七）　七一五

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同八）　七一五